

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>第6章 議員の政治倫理 (議員の政治倫理)</p> <p>第16条 議員の政治倫理に関する基本となる事項は、条例で別に定める。</p> <p>2 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、地位に基づく影響力の不正な行使等により、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。</p> <p>3 議員は、補助金等交付団体の代表に就任しないよう自粛する。</p>	<p>第6章 議員の政治倫理 (議員の政治倫理)</p> <p>第16条 議員政治倫理______条例は、別に定める。</p> <p>2 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、地位に基づく影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。</p> <p>3 議員は、補助金等交付団体の代表に就任しないよう自粛する。</p>